

令和 7 年度山鹿市特別保育事業等補助金交付要領を次のように定める。

令和 7 年 8 月 1 日

山鹿市長 早 田 順 一

令和 7 年度山鹿市特別保育事業等補助金交付要領

第 1 趣旨

この要領は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 7 条第 4 項に規定する教育・保育施設であって市内に設置されているもの及び同条第 5 項に規定する地域型保育事業であって市内で行われているものに対する補助金の交付に関し、山鹿市補助金等交付規則（平成 1 7 年山鹿市規則第 5 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 補助の対象

この要領による補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 延長保育事業の実施について（令和 6 年 4 月 1 日付けこ成保第 2 2 5 号こども家庭庁成育局長通知）に基づく延長保育事業（一般型の保育標準時間認定に係るものに限る。）
- (2) 一時預かり事業の実施について（令和 6 年 3 月 3 0 日付け 5 文科初第 2 5 9 2 号、こ成保第 1 9 1 号文部科学省初等中等教育局長、こども家庭庁成育局長通知）に基づく一時預かり事業（一般型及び幼稚園型Ⅰに限る。）
- (3) 病児保育事業の実施について（令和 6 年 3 月 3 0 日付けこ成保第 1 8 0 号こども家庭庁成育局長通知）に基づく病児保育事業（病後児対応型に限る。）
- (4) 認可保育所等設置支援等事業の実施について（令和 5 年 4 月 1 9 日付けこ成保第 1 5 号こども家庭庁成育局長通知）に基づく保育環境改善等事業のうち障害児受入促進事業及び安全対策事業
- (5) 山鹿市障害児保育事業実施要綱（平成 1 7 年山鹿市告示第 2 3 9 号）第 2 条第 1 号に規定する児童を保育する事業（以下「障害児保育事業」という。）並びに同条第 2 号及び第 3 号に規定する児童を保育する事業（以下「軽度障害児保育事業」という。）
- (6) 保育人材確保事業の実施について（令和 6 年 5 月 3 0 日付けこ成保第 3 1 2 号こども家庭庁成育局長通知）に基づく保育体制強化事業及び保育補助者雇上強化事業
- (7) 多様な保育促進事業の実施について（令和 6 年 3 月 3 0 日付けこ成保第 1 7 9 号こども家庭庁成育局長通知）に基づく医療的ケア児保育支援事業
- (8) 保育所等業務効率化推進事業（保育所等における I C T 化推進等事業（うち、保育施設等における I C T 導入状況等に関する調査研究事業を除く））（令和 5 年度補正予算分）の実施について（令和 6 年 2 月 1 日付けこ成保第 3 3 号こども家庭庁成育局

長通知)に基づく保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)

第3 補助金の額等

補助対象事業ごとの補助基準額及び補助対象経費は、別表のとおりとし、補助金の額は、補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

第4 協議

この要領により補助金の交付を受けようとする補助対象事業の実施者は、別に定める様式により、あらかじめ市長に協議しなければならない。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表

補助対象事業	補助基準額	補助対象経費
延長保育事業	子ども・子育て支援交付金の交付について(令和5年9月7日付けこ成事第481号こども家庭庁長官通知)の別表子ども・子育て支援交付金交付要綱に定める交付金の基準額と同一とする。	延長保育事業の実施に必要な経費
一時預かり事業		一時預かり事業の実施に必要な経費
病児保育事業		病児保育事業の実施に必要な経費
障害児受入促進事業	保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について(令和5年10月12日付けこ成事第520号こども家庭庁長官通知)の別表保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に定める補助金の基準額と同一とする。	障害児受入促進事業の実施に必要な経費
安全対策事業		安全対策事業の実施に必要な経費
障害児保育事業	次により算定した額 月額125,750円×各月初日現在の障害児数×入所月数	障害児保育事業の実施に必要な経費
軽度障害児保育事業	次により算定した額 月額37,000円×各月初日現在の障害児数×入所月数	軽度障害児保育事業の実施に必要な経費
保育体制強化事業	保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について(令和5年10月12日付けこ成事第520号こども家庭庁長官通知)の別表保育対策総合支援事業費補助金交付要	保育体制強化事業の実施に必要な経費

保育補助者雇上強化事業	綱に定める補助金の基準額と同一とする。	保育補助者雇上強化事業の実施に必要な経費
医療的ケア児保育支援事業	保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（令和5年10月12日付けこ成事第520号こども家庭庁長官通知）の別表保育対策総合支援事業費補助金交付要綱及び令和6年度（令和5年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和5年度補正予算分）分）の国庫補助について（令和6年7月31日付けこ成保第729号こども家庭庁長官通知）別表保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に定める補助金の基準額と同一とする。	医療的ケア児保育支援事業の実施に必要な経費
保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）	令和6年度（令和5年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和5年度補正予算分）分）の国庫補助について（令和6年7月31日付けこ成保第729号こども家庭庁長官通知）別表保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に定める補助金の基準額と同一とする。	保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）の実施に必要な経費

備考 この表に定める補助基準額について当該年度の途中で改定が行われたときは、当該改定後の基準額を優先して適用する。